



その構造の分析批判(「正義の本質」、社会的正義に就いて)等)かゝしてよくこれに明確なる概念を與へておられる。

正義觀念の基本的研究は「正義の本質」及び「社会的正義に就いて」なる二研究に於いて述べられてゐるといつていい。博士ははじめ正義觀念を自由平等なる思想に關聯せしめて、この立場より正義を解釋せんとしておられる。先づ常識的平等としての自然的平等の立場(ホッブス)は餘りに粗雑な觀念であつて、批評に値しない。こゝに批評の對象となるものは、反省的平等としての自然的平等の立場である。この反省的自然的平等の立場は所謂自然權利論(ロック)の立場である。これに従へば、人間の生命の存続、自由の享樂、財産の保全は人間生存の基本的條件であつて、これ等の三者は天賦の自然の權利である。従つて人間は斯かる權利を附與せられてゐるものとして、皆平等である。かのルソーの社會契約論などもこれに基くものであつて、この反省的自然的平等を基礎觀念とする所の正義觀念こそ近代及び現代を支配してゐる所の正義觀念なのである。

今、自然的平等觀が各個人をすべてそれ自身に於いて充足した獨立の個人だとするならば、この觀方に立脚する正義觀念は民衆的個人主義(平等觀個人主義)の觀方だといへる。この觀方は個人主義的なるものとして、團體の存在を全然前提してゐない。然るに正義は團體があつて始めて存在し得るものである。(團體若くは社會の存在を前提し、個人と社會との關係、この關係に於いてのみ眞の正義の觀念が明かにされるのである。)

自然主義的觀方に於ける民衆的個人主義思想に對して、權利は強者の特權なりとする。貴族的個人主義(差別觀個人主義)の立場が認容せられないのは容易に理解出来るであらう。正義は強者の暴威暴力を通させるところに存するものではないのである。

かくて自然主義的平等觀に立脚した正義の諸觀念は各れも倫理的に認容され得ない。然らば眞の正義は如何なる立場に存するものでなければならぬであらうか。

自然主義の立場に於ける正義は、いづれも個人主義的である故に、個人主義的正義ともいひ得る。自然主義的平等觀に立脚する正義をかく個人主義的正義として觀る場合、その難點は、國家又は社會を唯その個人に即した正義を保護尊重して、圓滿にそれが行はれるやうに劃策し設備する機關に外ならないと見る所のもの(社會契約論)であつて、社會又は國家を正義觀念を構成する所の積極的要素と見ない所に存する。この難點を救ふものは社會的正義の觀念である。社會的正義の要契は個人主義的正義とは反對に國家又は社會をその直接の要素としてゐる點にある。社會的正義は、それが功利主義の上に立つてゐるらしく見えるもの(カーヴァー、オーグヴェストリート)にしても、又理想主義の上に立つもの(サルロビー)にしても國家又は社會を直接要素としてゐるのである。然らば國家又は社會を正義の直接要素としさへすれば倫理的に承認される所の正義といひ得るであらうか。少くとも功利主義に立脚する所の正義觀は、正義を以て社會が作つて吾々個人に賦與するものであるが如く説く點には誤謬がある。斯かる觀

方よりすれば、個人は社會の奴隸となつてしまはなければならぬ。この困難を逃れる爲には吾々は理想主義の立場に立たなければならぬ。理想主義の立場に於いては、個々人は人格の獨立者として自發的、能動的である。正義は斯かる人格者としての個人が自由に自己を實現する所に現はれて来る。斯くて理想主義的社會正義こそ眞の正義といふことが出来るのである。

此書には尙、正義觀念の歴史的考察に關する「正義觀念の變遷」及び「正義觀念の發達」なる二論文の他に、「平等の諸意義」「平等觀念と社會思想」「改造思想としての社會思想」「分配の正義」等の諸論文が收められてゐる。いづれの論文に於いても、吾々は博士の理想主義的思想が一の強い力となつて吾々に迫つて来るのを感じずにはゐられない（これは「國家の倫理」に於いても同様である）。

## 二 國家の倫理

この書の初めの三編は世界大戦及びその結果に對する批判である。大戦及びその結果に對する倫理的解釋を示し、大戦を導いた所の武斷主義思想（國家至上主義思想）への冷靜なる批判を與へる手引として、國家の個人及び人道に對する倫理的職分の意味を明らかにし、國家の進むべき方向を指示せんとされたものである。

「民族國家・武斷國家・文化國家」と、これの補遺と見らるべき「國家と道徳」とは共に大戦中に發表せられたものであり、「國家の將來」は大戦後に執筆されたものである。戦後、世界の狀態の急激なる變轉に際して、博士の理想主義的國家觀を再び學界に提供することは極めて意味深いことと思ふ。

「民族國家・武斷國家・文化國家」に於いて博士の間はれる所は、國家の倫理的意味であり、民族國家・武斷國家乃至文化國家が國家としての職分から見る場合、如何なる職分を遂行する所の國家が眞の倫理的職分を最もよく果し得るかといふことである。

個人主義的、世界主義的であつた十八世紀の國家思想に對し、その反動として生じた十九世紀の國家思想は、當然非個人主義的であり、非世界主義的であつた。十九世紀は思想の根柢を「民族」に於いて發見し、各の國民はこれを深刻に自覺した故に、この思想は「國家」と結びついて民族主義國家を生ずるに到つた。

今、民族主義は、それを自然主義的に解釋すると、理想主義的に解釋するとによつて全く異つた二つの結果に到達する。その自然論的解釋は必然的に武斷主義に導く（世界大戦は即ちこれである）。而して武斷主義による武斷國家が倫理的には認められないのはいふまでもない。その理想主義的解釋は文化國家の概念に導く。民族の本質はその民族が有つ所の理想であり、この理想が具體的に實現されたものが文化である。故に文化は民族の作り出す所のものであつて、この文化の根柢に立つものが文化國家である。而して斯かる文化國家の建設とその擁護とは、民族の理想實現と擁護との倫理的必然より生じたものでなければならぬ。

かくて博士は民族主義的理想論的解釋の結果として導かれた文化國家としての民族國家を以て、國家形態の理想的なるものとされてゐる。

「將來の國家」は大戦後にもされたものである。従つて大戦の

結果への批判よりして、將來の國家の理想を説かれたものである。戦争は國家に對して對内的にも、對外的にも、相矛盾した影響を齎らした。即ち戦争の結果は、對外的には國家の對立は著しく烈くなり、同時に各國は國際的協調の途を辿らうと努力してゐる。對内的には國家は國民の自由と權利とを、擴大せしめると同時に、國家的統一力を作らうとしてゐる。(この矛盾を如何にしたら脱することが出来るか。)

前掲諸論文に於いては、國家は理想主義的に解釋された民族主義を以て、その理想とする所の結論に達せられた。自然論的民族主義の誤まれることは前述せる所であるが、併し理想的解釋もそのまゝ實現出来るものではない。「自然論と理想論とが如何に之を結合し、統一するかは、哲學上の大問題であるが、兎に角理想の實現には自然的地盤を要することは明かであつて、自然的地盤なしに理想の實現出来る筈はない。だから一民族がその民族的文化を發揮せんが爲には、是非共一國家に團結する必要がある。弱小なる民族は自然強大なる民族の爲に同化されて、その民族的特徴を失ふやうになることを免れない。理想論的解釋も結局、この矛盾に遭遇するのである。斯かる矛盾を脱脚する爲に博士のとられる原理は、ホップハウスの民族原理・權威原理及び市民制原理である。この三原理が國家によりて實現せらるれば、國家はかの矛盾を脱して、各國家の特性を完成し、特殊の文化を創造し、掩護し得、それに依つて人道なる一般文化を形造つて行くことが出来ると主張されてゐる。

「哲學者と國家」は愛國哲學者としてのフイヒテの國家觀を述べられたものである。國家に關する前述の諸論文を讀んで來た所の吾々は、この論文を讀むことに依つて愈々理想主義的の愛國哲學者としての博士に接し得るであらう。

この書には以上の諸論文の他、「所謂民事責任の倫理的考察」、「倫理上の見地より見たる所謂社會防衛説」、「立憲思想の根本義及びその現代との關係」等いづれも必讀の諸篇が收められてゐる。

(龍野健次郎紹介)